

平成28年度富山県訪問看護職員の確保・定着のための働き方改革推進事業及び訪問看護ステーション業務改善推進事業の募集について

事業名	目的	事業内容	対象となる事業所	対象経費	委託/補助	申込み方法	締め切り	問合せ先
訪問看護職員の確保・定着のための働き方改革推進事業	テレワーク型訪問看護ステーションモデル事業	<p>指定訪問看護ステーションにおいてクラウドサービスを活用したテレワーク(在宅勤務)を導入・試行により、業務の効率化やサービス管理、医療安全、労務管理等の問題点等の検証する。</p> <p>事業の手順                      (1)テレワークに関する労働規定の作成                      (2)訪問看護業務マニュアル等の作成                      (3)テレワークに従事する看護職員の選定または新規雇用                      (4)ICT機器の整備                      (5)教育・支援(研修受講、同行訪問等)                      (6)自宅を拠点とした訪問看護の実施                      (7)教育・支援(研修受講、同行訪問等)                      (8)事業実施上の課題や労務管理上の課題整理                      (9)報告書の作成                      (10)取組み成果の報告</p>	<p>原則として、(1)から(3)に掲げる要件を全て満たし、かつ(4)または(5)のいずれかを満たすこと。</p> <p>(1)富山県内において介護保険サービスを提供する指定訪問看護事業者であること。                      (2)訪問看護ステーションを運営する法人が設立時から継続して富山県内にあること。                      (3)地方厚生局に24時間対応体制加算の届出を行っていること。                      (4)訪問看護ステーションに勤務する常勤換算看護職員数が5人以上又は新規雇用により5人以上となること。                      (5)中山間地域(富山市(旧大山町、旧八尾町、旧山田村、旧細入村の区域に限る)、氷見市、黒部市(旧宇奈月町の区域に限る)、砺波市(旧庄川町の区域に限る)、南砺市、上市町、立山町、朝日町)を通常業務の実施地域に含むこと。</p>	<p>事業実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>委託</p> <p>上限額: 1事業所あたり 1,500千円</p>	<p>別添申込み様式1に必要事項を記入するとともに必要書類を添付のうえ公益社団法人富山県看護協会へ持参してください。</p>	<p>平成28年 6月30日</p>	<p>公益社団法人 富山県看護協会内 訪問看護ネット ワークセンター TEL076-431-0230</p>
	訪問看護トライアル雇用事業	<p>①訪問看護ステーションにおける質の高い看護職員の育成・確保</p> <p>②訪問看護ステーションの規模拡大</p>	<p>指定訪問看護ステーションにおいて看護職有資格者を雇用し、訪問看護業務に従事させながら、OJT等や訪問看護業務に必要な研修の受講機会を提供し、訪問看護業務に必要な知識及び技能を習得させる。</p> <p><b>追記しました</b>                      補助対象雇用期間:6ヶ月以内                      雇用形態:1週間の所定労働時間が20時間を下回らないこと</p>	<p>原則として、以下に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1)富山県内において介護保険サービスを提供する指定訪問看護事業者であること。                      (2)訪問看護ステーションを運営する法人が設立時から継続して富山県内にあること。                      (3)本事業により新たに雇用する者について、トライアル雇用奨励金(国事業)等他の類似する補助金等を受けていないこと。</p>	<p>事業実施に必要な人件費(賃金、交通費、法定福利費)、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金(受講料)、備品購入費</p>	<p>委託</p> <p>上限額: 1事業所あたり 2,100千円</p>	<p>別添申込み様式2に必要事項を記入するとともに必要書類を添付のうえ公益社団法人富山県看護協会へ持参してください。</p>	<p>同上</p>
訪問看護ステーション業務改善推進事業	<p>①訪問看護ステーションにおける事務作業の効率化と負担軽減</p> <p>②ICT導入による魅力ある職場づくり</p>	<p>訪問看護ステーションにおけるICT活用の基盤を整備する。</p>	<p>原則として、(1)から(3)に掲げる要件を全て満たし、かつ(4)または(5)のいずれかを満たすこと。</p> <p>(1)富山県内において介護保険サービスを提供する指定訪問看護事業者であること。                      (2)訪問看護ステーションを運営する法人が設立時から継続して富山県内にあること。                      (3)地方厚生局に24時間対応体制加算の届出を行っていること。                      (4)訪問看護ステーションに勤務する常勤換算看護職員数が5人以上又は新規雇用により5人以上となること。                      (5)中山間地域(富山市(旧大山町、旧八尾町、旧山田村、旧細入村の区域に限る)、氷見市、黒部市(旧宇奈月町の区域に限る)、砺波市(旧庄川町の区域に限る)、南砺市、上市町、立山町、朝日町)を通常業務の実施地域に含むこと。</p>	<p>ICT化に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>補助</p> <p>補助率: 2分の1以内 上限額: 1,000千円</p>	<p>別添申込み様式3に必要事項を記入するとともに必要書類を添付のうえ公益社団法人富山県看護協会へ持参してください。</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>